

用語の解説

1. 用語の解説

(1) 人口動態統計

- 低体重児 体重2,500グラム未満の出生児をいう。平成6年までは体重2,500グラム以下を低体重児として集計していたが、平成6年の母子保健法の改正により平成7年から2,500グラム未満を集計した。
- 合計特殊出生率 再生産年齢（15歳から49歳まで）にある女子の年齢別出生率を合計した値で、1人の女子がその年次の年齢別出生率で生むと仮定した場合の、一生の間に生む平均子ども数を表す。
- 自然増加 出生数から死亡数を減じたものをいう。
- 乳児死亡 生後1年未満の死亡をいう。
- 新生児死亡 生後4週未満の死亡をいう。
- 早期新生児死亡 生後1週未満の死亡をいう。
- 妊娠期間 出生、死産及び周産期死亡の妊娠期間は満週数による。（昭和53年までは、数えによる妊娠月数）
早期：妊娠満37週未満（259日未満）
正期：妊娠満37週から満42週未満（259日から293日）
過期：妊娠満42週以上（294日以上）
- 死産 妊娠満12週（妊娠第4月）以後の死児の出産をいう。死児とは、出産後において心臓搏動、随意筋の運動及び呼吸のいずれをも認めないものをいう。
- 自然死産と人工死産 人工死産とは、胎児の母体内生存が確実であるときに、人工的処置（胎児又は付属物に対する措置及び陣痛促進剤の使用）を加えたことにより死産に至った場合をいい、それ以外はすべて自然死産とする。
なお、人工的処置を加えた場合でも、次のものは自然死産とする。
(1) 胎児を出生させることを目的とした場合
(2) 母体内の胎児が生死不明か、又は死亡している場合

(参考)

死産統計を観察する場合、次の沿革を考慮する必要がある。

昭和23年以降：優生保護法の施行により、人工妊娠中絶のなかの、妊娠第4月以降のものも人工死産に含まれることになった。

昭和24年以降：優生保護法の改正により、人工妊娠中絶の理由に「経済的理由により母体の健康を著しく害するおそれのあるもの」も含まれることになった。

昭和43年以降：胎児を出生させる目的で人工的処置を加えたにもかかわらず死産をした場合は、従来は人工死産であったが、自然死産として取り扱うこととなった。

昭和51年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準は、従来、「通常妊娠8月未満」から「通常妊娠第7月未満」に改められた。

（昭和51年1月20日厚生省発衛第15号厚生事務次官通知）

昭和54年以降：優生保護法による人工妊娠中絶を実施することができる時期の基準は、従来の「通常妊娠第7月未満」から「通常妊娠満23週以前」に表現が改められた。

（昭和53年11月21日厚生省発衛第252号厚生事務次官通知）

平成3年以降：優生保護法により人工妊娠中絶を実施する時期の基準は、従来の「通常妊娠満23週以前」から「通常妊娠満22週未満」に改められた。

（平成2年3月20日厚生省発健医第55号厚生事務次官通知）

周産期死亡 生 命 表	妊娠満22週以後の死産と早期新生児死亡をあわせたものをいう。 一定期間におけるある人口集団の死亡秩序を死亡率・生存数・定常人口・平均余命等の生命関数によって表現したもので、厚労省から「完全生命表」、「簡易生命表」及び「都道府県別生命表」が公表されている。
完 全 生 命 表	5年ごとの国勢調査実施年次で作成される生命表で、国勢調査に基づく人口と人口動態統計（確定数）を基礎資料として作成され、生命表の確定版という性格を持っている。
簡 易 生 命 表	推計人口と人口動態統計（概数）を用いて毎年作成される生命表
都道府県別生命表	5年ごとの国勢調査年次に、国勢調査に基づく人口と当該年を含む前後3年間の人口動態統計（確定数）を基礎資料として、都道府県別に作成される生命表
平 均 余 命	生命表において、ある年齢に達した人が平均してあと何年生きられるかを表した数値をいい、特に0歳の平均余命を「平均寿命」という。

(2) 医療施設調査・病院報告、医師・歯科医師・薬剤師調査

医 療 施 設	医療法（昭和23年法律第205号）に定める病院及び診療所（同法第5条の規程により診療所とみなされるものを含む。）をいう。ただし、保健所を除く。
病 院	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所であって、患者20人以上の入院施設を有するものをいう。
精 神 病 院	精神病床のみを有する病院をいう。
結 核 療 養 所	結核病床のみを有する病院をいう。
一 般 病 院	精神病院及び結核療養所以外の病院をいう。
一 般 診 療 所	医師又は歯科医師が医業又は歯科医業を行う場所（歯科医業のみは除く。）であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。
歯 科 診 療 所	歯科医師が歯科医業を行う場所であって、患者の入院施設を有しないもの又は患者19人以下の入院施設を有するものをいう。
地域医療支援病院	他医療機関から紹介された患者に医療を提供し、また、他医療機関の医師等医療従事者が診療、研究又は研修を行う体制並びに救急医療を提供し得る病院として知事が承認した病院をいう。（医療法第4条）
医育機関附属の 病院	学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく大学において、医学又は歯学の教育を行うことに付随して設けられた病院及び分院をいう。（大学研究所附属病院を含む。）
精 神 病 床	精神疾患を有する者を入院させるための病床をいう。
感 染 症 病 床	感染症の患者を入院させるための病床をいう。
結 核 病 床	結核の患者を入院させるための病床をいう。
療 養 病 床	病院の病床（精神病床、感染症病床、結核病床を除く。）又は一般診療所の病床のうち主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるための病床をいう。
一 般 病 床	精神病床、感染症病床、結核病床、療養病床以外の病床をいう。
経過的旧その他 の病床	旧医療法第7条第2項に規定する「その他の病床」であって、平成13年3月に「医療法等の一部を改正する法律」の施行後、療養病床又は一般病床のいずれかに移行する届出をしていない病床をいう。（平成15年8月までの経過措置）
経過的旧療養型 病床群	「経過的旧その他の病床」のうち、主として長期にわたり療養を必要とする患者が入院する一群の病床をいう。（平成15年8月までの経過措置）
その他の病床等	療養病床、一般病床及び経過的旧その他の病床（経過的旧療養型病床群を含む。）をいう。
一 般 病 床 等	一般病床及び経過的旧療養型病床群を除く経過的旧その他の病床をいう。
療 養 病 床 等	療養病床及び経過的旧療養型病床群をいう。

(3) 基礎人口

人口動態統計は、日本人の日本における人口の動態事象であることから、各表において率の算出のための分母とした人口は、全国との比較がある表では国勢調査の行われた年においてはその按分済み日本人人口、その他の年においては総務省統計局の推計人口による日本人人口を用いており、県単独の表では9月末日現在の宮城県住民基本台帳人口を用いている。

なお、医療施設調査・病院報告の各表においても国勢調査人口、推計人口を用いている。

2. 比率の解説

(1) 人口動態統計

$$\text{出生率} = \frac{\text{年間出生数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{死亡率} = \frac{\text{年間死亡数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{自然増加率} = \frac{\text{年間自然増加数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{乳児死亡率} = \frac{\text{年間乳児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{新生児死亡率} = \frac{\text{年間新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{死産率} = \frac{\text{年間死産数}}{\text{年間出産数}} \times 1,000$$

(注) 死産率、自然死産率、人工死産率の出産数は、出生数と死産数の合計である。

$$\text{自然死産率} = \frac{\text{年間自然死産数}}{\text{年間出産数}} \times 1,000$$

$$\text{人工死産率} = \frac{\text{年間人工死産数}}{\text{年間出産数}} \times 1,000$$

$$\text{周産期死亡率} = \frac{\text{年間周産期死亡数}}{\text{年間出産数}} \times 1,000$$

(注) 周産期死亡率、妊娠満22週以後の死産率の出産数は、出生数と妊娠満22週以後の死産数の合計である。

$$\text{妊娠満22週以後の死産率} = \frac{\text{年間妊娠満22週以後の死産数}}{\text{年間出産数}} \times 1,000$$

$$\text{早期新生児死亡率} = \frac{\text{年間早期新生児死亡数}}{\text{年間出生数}} \times 1,000$$

$$\text{婚姻率} = \frac{\text{年間婚姻届出件数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{離婚率} = \frac{\text{年間離婚届出件数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 1,000$$

$$\text{出生性比} = \frac{\text{年間の男子出生数}}{\text{年間の女子出生数}} \times 100$$

母の年齢（年齢階級）別出生率

$$= \frac{\text{ある年齢（年齢階級）の母親が1年間に生んだ子の数}}{\text{10月1日現在における日本人女子のある年齢（年齢階級）の人口}} \times 1,000$$

$$\text{合計特殊出生率} = \left\{ \frac{\text{母の年齢（年齢階級）別出生数}}{\text{年齢（年齢階級）別女子人口}} \right\} \text{15歳から49歳までの合計}$$

本書においては、年齢5歳階級の母の年齢別出生数及び年齢別女子人口を用いて算出している。
このように年齢5歳階級で算出する場合には、合計した数値を5倍して求める。

$$\text{死亡性比} = \frac{\text{年間の男子死亡数}}{\text{年間の女子死亡数}} \times 100$$

年齢（年齢階級）別死亡率（総数，男・女）

$$= \frac{\text{年間のある年齢（年齢階級）の死亡数（総数，男・女）}}{\text{10月1日現在における日本人（総数，男・女）のある年齢（年齢階級）の人口}} \times 1,000$$

$$\text{死因別死亡率（年間）} = \frac{\text{年間の死因別死亡数}}{\text{10月1日現在日本人人口}} \times 100,000$$

$$\text{乳児死亡性比} = \frac{\text{年間の乳児死亡の男子死亡数}}{\text{年間の乳児死亡の女子死亡数}} \times 100$$

(2) 医療施設調査・病院報告等，医師・歯科医師・薬剤師調査

$$\text{人口10万対施設数（病床数）} = \frac{\text{施設数（病床数，医療従事者数）}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 100,000$$

$$\text{平均在院日数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{\frac{1}{2} \times \{\text{年間新入院患者数} + \text{年間退院患者数}\}}$$

ただし、療養病床等については、次式による。

$$\frac{\text{年間在院患者延数}}{\frac{1}{2} \times [\text{年間新入院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の} + \text{年間退院患者数} + \text{年間同一医療機関内の他の}]}{\text{病床から移された患者数} \quad \text{病床へ移された患者数}}$$

$$\text{1日平均在院患者数} = \frac{\text{年間在院患者延数}}{\text{当該年の年間日数}^{(*)}} \quad \text{※ 平成19年は365日}$$

$$\text{1日平均外来患者数} = \frac{\text{年間外来患者延数}}{\text{当該年の年間日数}^{(*)}} \quad \text{※ 平成19年は365日}$$

$$\text{病床利用率} = \frac{\text{月間在院患者延数の1月～12月の合計}}{\text{（月間日数} \times \text{月末病床数）の1月～12月の合計}} \times 100$$

$$\text{人口10万対医師（歯科医師・薬剤師）数（人）} = \frac{\text{12月31日現在医師（歯科医師・薬剤師）数}}{\text{10月1日現在の人口}} \times 100,000$$

